

第十條 本假條約の批准は成るべく速かに東京に於て爲すべきこと。

を規定した。即ち本假條約は第八條に於て示すが如く本邦と各國との安政諸條約と同時に改訂せらるべきを豫見して居るものであるが、依然廢棄條項存在して居ないから右改訂に際し雙方の協議纏まらないときは之を存續せしめることとなるときは最惠國條款の爲め種々の不都合生ずべきものである。尤も右最惠條款の作用に付ては依然本邦當局に於ては充分之を了解して居なかつたものの様である。蓋し本條約は略々對等主義を以て締結せられて居るが其の内容は全然本邦に不利な片務的規定に陥つて居る。例へば第五條に於て本邦は秘露の輸出入貨物に對し片務的に協定税率の利益を與へ居るに對し、先方は本邦人の輸出入する貨物に對し最惠國待遇を與へて居るに過ぎない。又第六條に於ても本邦は先方へ領事裁判權の附與その他一切の特權を附與するに對し、先方は日本に最惠國待遇に基き一般領事官が有する特權を附與して居るに過ぎない。尙本條約交渉の際副島外務卿はマリヤ・ルーズ號事件の経緯に鑑み、秘露船舶が本邦開港に於て碇泊中本邦の法權に服従すべきことを明白にしようとしたが、秘露側に於ては新條約の締結後秘露國船舶は他の安政諸條約國船舶同様の待遇を受くべきことを主張し其の儘本條約は調印せられた。¹²

註1 大日本外交文書第一卷第一册二六一文書以下及同上第二册四八九文書以下參照

234 同右第二卷六一一及六六六、同右第三卷一四七、同右第四卷一一四、一一五文書

567 同右第九卷一四九、一五〇、一五四、一四八附記及一五三文書

89101112 同右第六卷二〇七、二二二、同右第八卷一七九、一七三、同右第六卷一五〇文書

第三章 寺島外務卿時代

第一節 條約改正交渉開始と日米條約の成立²

寺島外相の就任と改正企劃 明治六年十月二十五日副島外務卿は朝鮮への使節派遣問題に絡み其の職を辭し同二十八日駐英公使であつた寺島宗則は之に代つた。以後明治十二年九月十日井上馨外務卿の就任迄約六ヶ年間寺島外務卿は外交事務を主宰せるものである。其の就任草々副島外務卿時代より繼續の外國人内地旅行の問題に付外國公使と種々交渉し其の法權に關して毫も讓歩しなかつたことは前章に述べた通りである。而して前任副島外務卿時代に於て明治四年十月十四日付公文を以て「條約改正交渉は岩倉大使歸朝後日本に於て行ふべし」と在京各國公使へ申送つた關係上其の主要任務として右條約改正交渉に付根本方針を樹立するの必要があつた。依て寺島外務卿は遣韓使節派遣問題に基く國內政局の動搖が略々安定するを俟つて、明治七年二月十日付三條太政大臣宛上申を以て「外國人内地旅行許可に關する交渉は自然條約改正交渉に移行すべきに付至急條約改正交渉に關する全權委任狀を下付せられたき」旨を伺ひ出で、又同二十五日付上申を以て「條約改正準備に關し關係各省間に委員を任命せられたき」ことを伺ひ出でた。更に大隈大藏卿代理吉田（清成）少輔は五月八日付を以て松方（正義）租税頭の意見書を太政大臣宛に轉呈し、併せて「本邦に於ける産業財政政策上關稅自主權回復の必要ある」ことを縷々上申するところあつた。右松方意見書は四月二十五日大藏卿輔宛建議せられたもので即ち其意見書に於ては

一、江戸改稅約書の爲め本邦に於て常に輸入が輸出を超過し居ること。

二、其の平均税率は從價三、四分に出でず、從て關稅收入甚だ少なく國家の經費は主として地租其の他の直接稅に依頼せざるべからざるに付財政甚だ困難なること。

三、保護關稅の實施により本邦産業を起し以て外國品の輸入額を減少せしむる必要あること。

を述べ、擬定輸入稅則を附記した。右擬定輸入稅則案によれば輸入貨物を第一類有益品、第二類資用品、第三類無益品の三部類に分ち、第一類は無稅乃至從價五分、第二類は從價一割乃至從價二割、第三類は從價二割五分乃至從價三割五分を課せんとするにあつて稍々安政五年日米修好通商條約附屬稅目に近きものである。更に進んで輸出稅を廢し輸出額を大ならしむるの必要あるを主張せるものであつた。

然るに政府に於ては依然猶内外諸問題錯綜するものあつて、(註明治七年四月五日西郷從道臺灣蕃地事務都督トシテ生蕃ニ向ハシムルガ如キコトアリ、右生蕃討伐ノ結果八月五日參議兼内務卿大久保利通ヲ辦理大臣トシテ清國ニ派遣シ、英國公使ノ調停ニヨリ十月三十一日北京ニ於テ清國全權恭親王等トノ間ニ互換條款及互換憑單ナル名ノ下ニ臺灣事件議定書調印セラレタ) 審議連決を得なかつたが、泰西諸國との條約改正交渉も放任して置く譯に行かないので三條太政大臣は五月十日付を以て前記二月二十五日寺島外務卿上申の條約改正準備委員任命の件を聞届けた。依て又同日より外務省内に條約改正草案取調局を設立し、前駐米辦務使外務大丞森有禮を其の主任とした。翌八年三月二十五日付太政大臣宛上申を以て寺島外務卿は重ねて條約改正交渉の連行方に付廟議を請ふところあり、又大隈大藏卿も亦七月二十三日付太政大臣宛上申書を以て「關稅自主權獲得の目的を以て曩に寺島外務卿上申の通り條約改正交渉を速行すべき」を催促するところあつた。加之同年十月二十三日米國公使ビンガムは岩倉右大臣に對し、「米國政府に於ては岩倉大使米國訪問の際に示したる好意的態度は今日に於ても何等變りなく、即ち日本が關稅自主權を回復することに關し異存なかるべき」ことを申出でた。是等大隈大藏卿の上申及米國公使申出での結果に鑑み寺島外務卿は十一月十日付太政大臣宛上申を以て

「先づ關稅自主權回復の目的を以て外國との間に條約改正交渉を開始せん」ことを諮り、明治九年一月十八日付を以て決裁を見るに至つた。

前記明治八年十一月十日付寺島外務卿の上申に於ては、岩倉特派大使米國訪問の際關稅自主權回復に關する彼我の交渉纏つたにも拘らず、他の列國との關係上改正條約調印を我に於て辭退せねばならぬ羽目となつた過去の經驗に鑑み、稅權回復に關しては同時に條約國全體の同意を取付けることが絶対に必要であることを認識した。依て先づ本邦との貿易關係盛んであつて我公使の駐割して居る國々、即ち英米佛獨四國政府と同時に交渉を開始すべきことの方針を立てたのである。

右方針の下に先づ是等四國駐割の本邦使臣に對し、關稅自主權回復に關する本邦政府の意向を任國政府に對し文書を以て通告し、該文書に對しては任國政府より了承の證據を探り置くべきことを訓令した。即ち右通告文中に於て寺島外務卿は、安政條約の規定は萬國公法上本邦が當然有すべきところの獨立國家の自主權と相容れないものであるから、本邦が之を改正し關稅自主權を施行するに至るべきことに付關係列國は何等異議のない筈のものをなすことを縷述すると共に、本邦は其の公法上許された獨自の權利の下に一定豫告を以て關稅定率法及關稅規則を實施すべき意向であることを通告するところあつた。

更に右本邦關稅自主權の施行に付ては(1)輸出稅を廢すること、(2)其の輸入稅率を條約各國に於て課するところよりも高くない様に定めること、(3)最惠國待遇を附與し列國の間に差別待遇を行はないこと、を附言し關係國政府の充分なる了解を得る様努めしめるところあつた。

併し乍ら斯かる抽象的純理論を以てしては關稅自主權を回復することの困難なことは自明の理なるに因り、寺島外務卿は改めて明治九年三月九日付太政大臣宛上申を以て、「關稅自主權回復に關し正式に列國政府と直ちに交渉を始

めたき旨竝に右交渉に於ては前記關稅自主權施行に關する條件のみにて先方の承諾を得られないときは外國貿易經營の爲め新たに一港乃至數港を開く考へである」旨を披瀝し、三月二十二日其の決裁を得るに至つた。

對米交渉開始 依て右廟議決定に基き寺島外務卿は先づ四月二十五日付を以て在米吉田（清成前大藏少輔）公使に訓令し米國政府との間に内交渉を試みしめた。其の結果九月二十三日吉田公使は日米條約改正私案を送越した。右吉田公使私案は六ヶ條より成り要旨は

第一條 本邦は安政條約及江戸改稅約書に關する規定を廢棄し輸出入品稅目竝に稅權に關する諸規則を設定する權利を有すべきこと。

第二條 日本開港内に出入する合衆國船舶に對する最惠國待遇を附與すること。

第三條 日本政府に於て定むる海關規則に違反する者ある場合には米國領事裁判所に告訴すべく、右領事裁判所は日本政府定むるところの罰則に照らし裁判すべく、但し其の沒收品及罰金は日本政府に引渡すべきこと。

第四條 右第二條、第三條に對する補償として日本政府は新たに特定港を開き右特定港内に於ける規則は神奈川港に準據し兩國政府委員の協議により之を定むること。

第五條 輸出入品關稅に關しては相互的に最惠國待遇を與ふべきこと。

第六條 日本政府は歐米各國に行はるゝ方法に基き貨幣制度を設立したるにより安政五年日米條約第六條は之を廢棄すべきこと。

を規定するにあつた。即ち曩に明治五年岩倉大使米國訪問の際兩國代表に於て略々妥協を得たる條項中、關稅に關する諸事項を抜き出して先づ協定しようとするにあつた。右吉田公使の上申に對し寺島外務卿に於ては岩倉大使派遣當時の考へに基き、若し斯くの如き條約を米國と締結する場合に於ては、條約未改正外國が最惠國條款の適用上よりし

て、米國が新たに得た開港増加の便益を得るに止まり、何等日本の關稅自主權の獲得に役立たないものと看做し、遲疑逡巡自然米國との交渉は延引せられた。

然るに明治十年三月一日米國行政部交替し、岩倉特派大使訪米の當時日本に好意を示したグラント大統領及フィッシュ國務長官に代はるに、ヘース Hayes 大統領及エヴァート Everett 國務長官を以てするに至つたが、米國政府に於ては依然として日本に對し關稅自主權を附與することに付何等異存のないこと明白となつたから、吉田公使は國務長官よりの希望を容れて明治十年六月二十三日前記條約改正私案を自己の思付として内閣に供するに至つた。茲に於て寺島外務卿は已むなく七月十一日付を以て吉田公使に宛「兼て御見込の通り米國丈け締約の運に着手いたし所謂各國共同の上實施可致との預約を附し候事可然決定候」と申送り、其の後七月二十四日に至り、右他の條約國と同時に實施するといふ條件を附して調印する趣旨で、米國と改正條約締結すべく岩倉右大臣の決裁を得た。依て八月十一日付を以て新條約案を吉田公使に送付し改正條約交渉方訓令するところあつた。右本邦より提出改正條約案は曩に吉田公使より米國當局に提議した私案に對し字句の修正を加へたるものであつて

第一條 安政條約及江戸改稅約書の規定に換へ日本に於ける輸出入稅竝に開港貿易に關する規則制定の件は獨り日本政府に歸すべきこと。

第二條 一八五八年（安政五年）條約第六條第一、第二、第三項即ち領事裁判權を米國に於て有することの規定現存せる限り條約の違反竝に日本政府の設定する海關規則及港則の違反に關しては合衆國領事裁判所に訴へ出づべく、尤も右裁判の結果沒收せらるべき物品及罰金は悉く日本官吏に引渡すべきこと。

第三條 前記諸條による合衆國の公正寛容なる趣意に對し日本政府は本條約實施の日より下ノ開港を開くべきこと、尤も沿岸貿易統轄の權利は獨り日本政府に於て保有すべきこと。

第四條 本條約に牴觸する從來の各種條約の規定は之を廢棄すべきこと。

第五條 本條約は一八六六年（慶應二年）江戸改稅約書に調印せし他の諸國と日本との間に現實此の約書と均しきものを取結びし後に至り雙方之を實施すべきこと。

第六條 本條約は兩國間に現存する條約の一部を爲すものと看做すべく、而して本條約實施の日より此の約書並に前述諸條約共五ヶ年效力を有し、爾後二ヶ年間雙方に於て六ヶ月前の豫告を以て本條約に對し改正の要求を爲し得べく、而して右二ヶ年内に雙方の協議纏まらざる場合に於ては本條約及安政諸條約共一切無効に歸すべく、又本條約は十二ヶ月内に速かに批准書を交換すべきこと。

を規定した。米國政府に於ては本邦提案に對し、明治十二年二月二十一日先方對案を吉田公使に手交したが右對案は第一條乃至第十一條を以て成り

第一條は本邦案第一條に等しく、

第二條に於ては合衆國船舶を以て日本へ輸入する貨物に對し關稅及輸出入制限に關し最惠國待遇を有すべきことを規定し、

第三條に於て合衆國政府は輸出稅を課し居らざるに付日本も亦合衆國向輸出貨物に對し輸出稅を課せざるべきこと。

第四條に於て本邦提案第二條と等しく、

第五條に於て日本に於ける沿岸貿易は日本政府の專管に歸することを、

第六條に於て前條の規定に拘らず米國船舶は開港間に於て外國行貨物の一部を積込み又は外國より輸入の貨物を一部陸揚し得べきこと、竝に當初入港の港に於て一度噸稅を拂ひたる上は以後の入港の際之を免除せらるべきこと。

と、

第七條に於て本邦提案第三條と同様の規定を、

第八條に於て一八五八年の條約第五條の規定は無効に歸すべきこと、

第九條乃至第十條に於て本邦提案第四條乃至第五條と同様の規定を、

第十一條に於ては本邦提案第六條の如く現在無期限なる安政條約を七ヶ年後に廢棄し得べきものとなすか如き規定を承認せず、單に本條約は期限を五ヶ年とし期限後は廢棄又は改正の通告をなし得べく、前者の場合には一ヶ年後に後者の場合には二ヶ年後に其の效力を失ふべきことを規定した。

日米條約締結 日本政府は右米國の對案に關し異議はなかつたが、先づ米國と斯くの如き關稅自主權回復を目的とする條約を結ぶ場合に於ては、英國其他歐洲列國政府の感情を害するに至るのみならず、前記本邦提案第六條又は先方對案第十一條の如き規定を挿入する場合は、本條約及本條約により修正せられた安政諸條約の規定は今後少くとも六ヶ年又は七ヶ年間其の效力を存續し列國との一般條約改正上支障を生ずべきに付、米國との新條約は右一般條約改正迄效力を有すべき暫定條約を締結すべしとの意見に決し、右趣旨の下に吉田公使に對し三月二十一日付を以て「帝國日本政府と米利堅合衆國政府と千八百五十八年取結びし條約重修に付き預定すべき條目を商議し約書調印するの全權を附與す」即ち日本政府より訓令すべき範圍内に於てのみ條約改正に付商議調印の權限を有する全權委任狀を送付するに至つた。然るに吉田公使は右の如き暫定條約の形式にて調印するが如き注文は米國政府に於て到底應ずるの餘地なきに付、寧ろ此の際前記第十一條の如き後日に疑議を残す様な簡條を削除し、之に代へ第十條末尾に「本條約は批准を要す、右批准は本約書調印後十五ヶ月以内に成る可く速かに華盛頓に於てすべし」と改めたきこと、又米國政府の希望により第二條は米國船により日本に輸入する商品の課稅及制限禁止に對する最惠國待遇の代りに、米國より

輸入する商品に對する最惠國待遇と改め、第七條による開港を二港に増加し、右の内一港は下ノ關他の一港は雙方協議の上決定することに改めたいと申越し、寺島外務卿は之れに同意を與へた。依て愈々明治十一年七月二十五日吉田公使とエヴァート國務長官との間に日米改正條約が調印せられることとなつた。右改正條約は其後同年十二月十八日米國上院に於て三分の二以上の賛成を以て之れを承認したから、本邦に於ても翌明治十二年二月七日 陛下に御批准を奏請し、四月八日華盛頓に於て批准書を交換し、七月一日裁可公布するに至つた。尙本改正條約には條約 Treaty なる名稱を用ひず約書 Convention なる字句を用ひて居るが、右前記の如く本條約を以て暫定的の性質を有するものと見做す爲めであると思はれる。

之より先在本邦ビンガム米國公使は、本改正條約第十條の如く日本と他の安政條約各國と現實此の約書と均しき所のものを締結する場合に限り其の效力を生ずべきことを規定するときは、事實本條約は其の效力を生ずべき機會を失ふことを虞れ、寧ろ右第十條は之を削除し、其の代りに第二條に規定する米國品の輸入税等に關する最惠國待遇に代へ、本條約と等しき條約を締結する國の商品と同一の待遇を有すべきことに改むべきであると本國政府に建議した。寺島外務卿も右ビンガム公使の建言に賛成し在米吉田公使に對し當時恰も歸米の途に上りしビンガム公使と會見商議すべき旨訓令するところあつたが、右ビンガム公使の建言は既に改正條約調印後のことでもあり、又同公使修正案によれば、新條約實施後米國は商品の輸入税に對し最惠國待遇を有しないことになり、又日本は條約實施と同時に直ちに下ノ關外一港を他の諸外國にも開港せねばならぬこととなつて到底實行し得べきものでなかつた。又歸國中のビンガム公使も吉田公使と會見する機會なく其の儘となつた。

斯くて寺島外務卿の關稅自主權回復に關する米國との交渉は容易に妥結を見るに至つたが、歐洲諸國との交渉は露西亞及伊太利政府に於て好意的態度を示したるに止り、英・佛・獨其の他の諸國とは全然交渉不成功に了つた。然る

が故に嚮にビンガム公使の危虞した如く第十條の規定が暗礁となつて、折角批准の交換まで了つた日米新條約も永遠に浮び上らぬ難破船となつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第一卷一五六文書以下參照

2 同右二〇二文書以下參照

第二節 歐洲諸國との條約改正交渉

交渉開始 寺島外務卿の對米交渉は豫期の如く圓滿に進捗したが、米國との交渉も他の列國との間に米國同様の條約が締結せられなければ何等實效なきこと明白となつた。依て米國との開談より約半ヶ年後れて明治十一年二月九日付を以て、關稅自主權回復を目的とする改正條約の締結方に付在歐各國帝國公使宛訓令するところあつた。而して右訓令中「關稅自主權は獨立國家として日本の當然有すべきものなること」を説明した。又「明治二年以來常に輸入超過相次ぎ、明治元年以降明治八年に至る間に於ける輸入超過累計額五千七百十九萬四千圓の多きに及び（註同八ヶ年間ニ於ケル一ヶ年平均輸入額二千四百十四萬九千圓ニ對シ輸出額千七百八十七萬四千圓即チ每年平均輸入超過額六百二十七萬五千圓）而も税率は慶應二年江戸改稅約書に於て從價五分を基礎とせるものが、最近橫濱稅關統計によるに從價四分二厘二毛（註蠟燭の現行税率は從價三分六厘、生金巾は從價四分五厘乃至四分九厘五毛、鐵塊は從價四分五厘九毛、白砂糖は從價三分、靴底革は從價一分九厘三毛）に過ぎないこととなつた爲め旁々近年正貨流出甚しく、（註明治五年乃至八年累計正貨輸出超過額三十一萬九千圓）其の結果幣制の安固を維持し得ない状態に立ち至つたが故に、輸出入額の均衡を得せしめる目的を以て輸入税を引上げるの必要がある。更に右輸入税の引上げにより國產保護を爲すと共に其の得たる收入を以て輸出獎勵の爲め輸出税を全廢するの必要がある」とした。